

独立行政法人農林漁業信用基金の見直し当初案について

平成18年10月17日
農 林 水 産 省

独立行政法人農林漁業信用基金の業務について

本基金は、自然条件に左右されるなどの特徴を持つ農林漁業を営む者に対する各種の資金供給や保険金(共済金)の支払が円滑に行われるよう、保証・保険や低利原資供給などのサポート業務を総括的に実施

保証・保険業務

【業務内容】
農林漁業者が金融機関から経営改善に必要な資金を受け入れる際の債務保証に係る業務

【ポイント】
・保証・保険の対象は出資者たる農林漁業者
・信用基金の財務基盤は国のほか基金協会、林業者等の民間による出資(出資金671億円うち国以外286億円)

融資業務

金融機関への低利原資供給

【業務内容】
法律に基づく計画の認定を受けた農林漁業者に対して、金融機関からの融資の利率の軽減を図るための原資供給に係る業務

【ポイント】
・運転資金の融通はメインバンクである金融機関が行うことが基本
・信用基金は、当該資金の低利化をサポート

共済団体への 共済金支払財源貸付

【業務内容】
災害補償制度に基づき、共済団体が円滑な共済金の支払いを行うための財源貸付に係る業務

【ポイント】
・災害補償制度と一体でセーフティネットとして機能
・災害時において、金融機関からの借入が困難な場合に貸付

見直し当初案の内容

【事務・業務の見直し】

1 保証・保険

金融機関と保証・保険機関との適正な責任分担を図り、金融機関のモラルハザードを防止

保証機関による保証割合を引き下げ、融資額の一部については金融機関が責任を持つ「部分保証」を活用

- ・ 部分保証の導入(農業・漁業)
- ・ 部分保証の拡大(林業)

保証・保険収支の改善による中長期的な収支均衡の確立

引受時等の審査の厳格化

- ・ 大口案件の引受や保険金請求時における基金協会との事前協議の徹底(農業・漁業)
- ・ 林業保証の新規引受を正常先又は要注意先に限定

事故率を踏まえた保証料・保険料の見直し

2 低利原資供給

政策金融改革の基本方針の趣旨を踏まえた見直し

貸付条件の見直しや借入手続きの簡素化を検討
(資金メニューの廃止を含む)

資金需要を精査し、不要枠が生じた場合には出資金の取り扱いを検討

【組織形態の見直し】

(共済金支払財源貸付)

経費の縮減・業務運営の効率化

農災関係部門と漁災関係部門の統合を検討

【情報開示の充実】

農林漁業政策における信用基金の位置付けとその役割(必要性)について説明

国民の視点から見ても解りやすい形での情報開示の徹底により、十分な説明責任を果たす